

- ◆申請基準に関する質問
- ◆申請に関する質問
- ◆登録情報の変更に関する質問
- ◆交付に関する質問
- ◆関連の補助金についての質問
- ◆その他の質問

出来れば下記の◆へリンクでとべるように！

◆申請基準に関する質問

Q：自分が申請基準にあてはまるかどうか分かりません。どうしたら分かりますか。

A：令和2年7月申請分より判定基準が変更されました。新基準は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除が、30万4,200円未満であるかを判断基準とします。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで確認できます。詳細は、文部科学省発行のリーフレット『私立高校授業料実質無償化がスタート』の裏面（ホームページにも掲載）をご覧ください。

◆申請に関する質問

Q：申請手続き受付開始はいつですか。

A：申請時期が参りますと**オレンジ色の封筒**でご自宅に郵送で必要書類一式をお送りします。郵送の通知を受け取っていただいた時点から、窓口への申請書類提出が可能です。

Q：私は京都府以外から京都の学校（大谷）に通っているのですが支援金は関係ないですね。

A：国が行っている制度ですので、どの都道府県にお住まいの方も申請が可能です。

Q：申請する際、学校に提出するものはありますか。

A：学校に提出していただく書類は、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」と「高等学校等修学支援金 意向確認書 【黄色】」の2点です。ただし、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」を郵送で提出される場合は、本人確認書類を「本人確認書類貼り付け台紙」へ貼付し、上記の書類2点と併せてご郵送ください。詳細は「(表面)マイナンバー確認書類種類別の添付方法について／(裏面)本人確認書類貼り付け台紙」をご確認ください。

Q：一度申請すれば卒業まで支援金が交付されますか。

A：いいえ。毎年のオンライン申請と意向確認書の提出が必要です。「個人番号カード(写)等貼付台紙【緑色】」については、初回申請時に提出され、認定されれば、その後の再提出は不要です。ただし、今年度より不認定となった方には、再度「個人番号カード(写)等貼付台紙【緑色】」を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

Q：申請基準に該当しないため(あるいは何らかの理由で)、申請しません。特に何の手続きも必要ないということでしょうか。

A：申請されない場合も、学校への「意向確認書【黄色】」の提出が必須です。

◆登録情報の変更に関する質問

Q：住所／所得／生徒・保護者情報(離婚等)／を変更しました。何か手続きが必要ですか。

A：下記の通り手続きをお願いいたします。

【住所の変更】まずはお住まいの市区町村の役所窓口にて住民票移動の手続きをお願いします。(この手続きが遅れますと、京都府が課税地を照会する際、エラーが発生し、就学支援金の認定が遅れることがあります)その後、速やかに学校へご連絡いただき、「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を事務所窓口へご提出ください。

【所得の変更(所得の増減)】詳細が分かり次第、速やかに学校にご連絡ください。

【生徒・保護者情報の変更(離婚等)】速やかに学校へご連絡いただき、「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を事務所窓口へご提出ください。

◆交付に関する質問

Q：支援金はいつどのようにしていただけるのですか。

A：授業料に充当もしくは3月末までに還付します。

◆関連の補助金についての質問

Q：意向確認書に記載されている「学費軽減補助金」とはどんな制度ですか。

A：京都府・奈良県・兵庫県が実施している補助金制度です(詳細はホームページに掲載の要項をご覧ください)。国の就学支援金制度と関連しており、学費軽減補助金に申請を

希望される場合、本制度に申請されていることが必須条件となります。

そのため、本制度への申請を辞退される方につきましては、学費軽減補助金への申請も同時に辞退されたものとみなし、その年度の関係書類の郵送は省略させていただきます。

◆その他の質問

Q：税の申告を行なっていませんが、しないといけませんか。

A：税の申告を行っていない場合、就学支援金を申請いただいても所得確認ができず、支給決定が遅れる場合、もしくは受給できない場合がありますので、事前に申告手続きをお願いします。（ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者は、税申告は原則不要です。）税の申告に関するお問い合わせは、各自治体にお問い合わせください。